

## 安治川水門デザイン会議設置要綱

### (目的)

第1条 「安治川水門デザイン会議（以下、「会議」という。）」は、安治川水門更新事業において、大阪府河川構造物等審議会答申（令和3年12月16日付け）を踏まえて景観設計を実施した水門の築造にあたり、大阪府景観形成基本方針（都市景観ビジョン・大阪）に基づき有識者との意見交換を行うことで、良好な都市景観形成に寄与することを目的として設置する。

### (構成員)

第2条 会議の構成員（以下、「構成員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 以下の専門分野に優れた識見を有する者  
公共空間デザイン分野、景観デザイン分野、ランドスケープデザイン分野 等
  - (2) 水門周辺を航行する舟運事業者の代表
  - (3) 水門周辺地域のまちづくりに係る代表
  - (4) 大阪府西大阪治水事務所長（以下、「所長」という。）
- 2 その他会議の目的の達成に必要と認められる者は、会議に出席することができる。

### (会議の開催)

第3条 会議は、所長が必要ある時に構成員に参加を依頼し、開催する。

### (事務局)

第4条 会議の事務局は、大阪府西大阪治水事務所に置く。

### (謝礼金等)

第5条 構成員の謝礼金及び旅費については、大阪府附属機関条例第三条及び第四条で定める額を準用する。

### (秘密の保持)

第6条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### 附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。